



2020年度 「研究開発型ベンチャー支援事業／ シード期の研究開発型ベンチャーに対する 事業化支援」に係る第1回公募

公募説明会資料

2020年1月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
イノベーション推進部

1.1 事業の目的 ベンチャーエコシステムの構築



「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-（平成26年6月24日閣議決定）

『産業の新陳代謝とベンチャーの加速化』

「ベンチャーが次々と生まれ、成長分野を牽引していく環境を整えられるかどうか非常に重要である」

「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命

—（平成27年6月30日閣議決定）

『次世代を担うグローバル・ベンチャー育成支援』

『我が国の強みを活かした研究開発型ベンチャーの育成とエコシステム構築』

「我が国は優れた技術力を有しており、それを活用したベンチャー企業の創出・発展のポテンシャルは大きい。研究開発型ベンチャーの育成とエコシステム構築を図るため、**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国内外のベンチャーファンド等（アクセラレータ）を認定し、当該ファンド等が支援するベンチャー企業に提携先や投資家等とのマッチング等の支援を行う。**」 （p.50）

「ベンチャーチャレンジ2020」（平成28年4月日本経済再生本部決定）

「日本にもベンチャーエコシステムを確立し、自然発生的にベンチャーが生まれ、育っていく、そしてその好循環が持続する。そうした仕組みの構築を目指さなくてはならない。」



STS（VC協調支援制度）

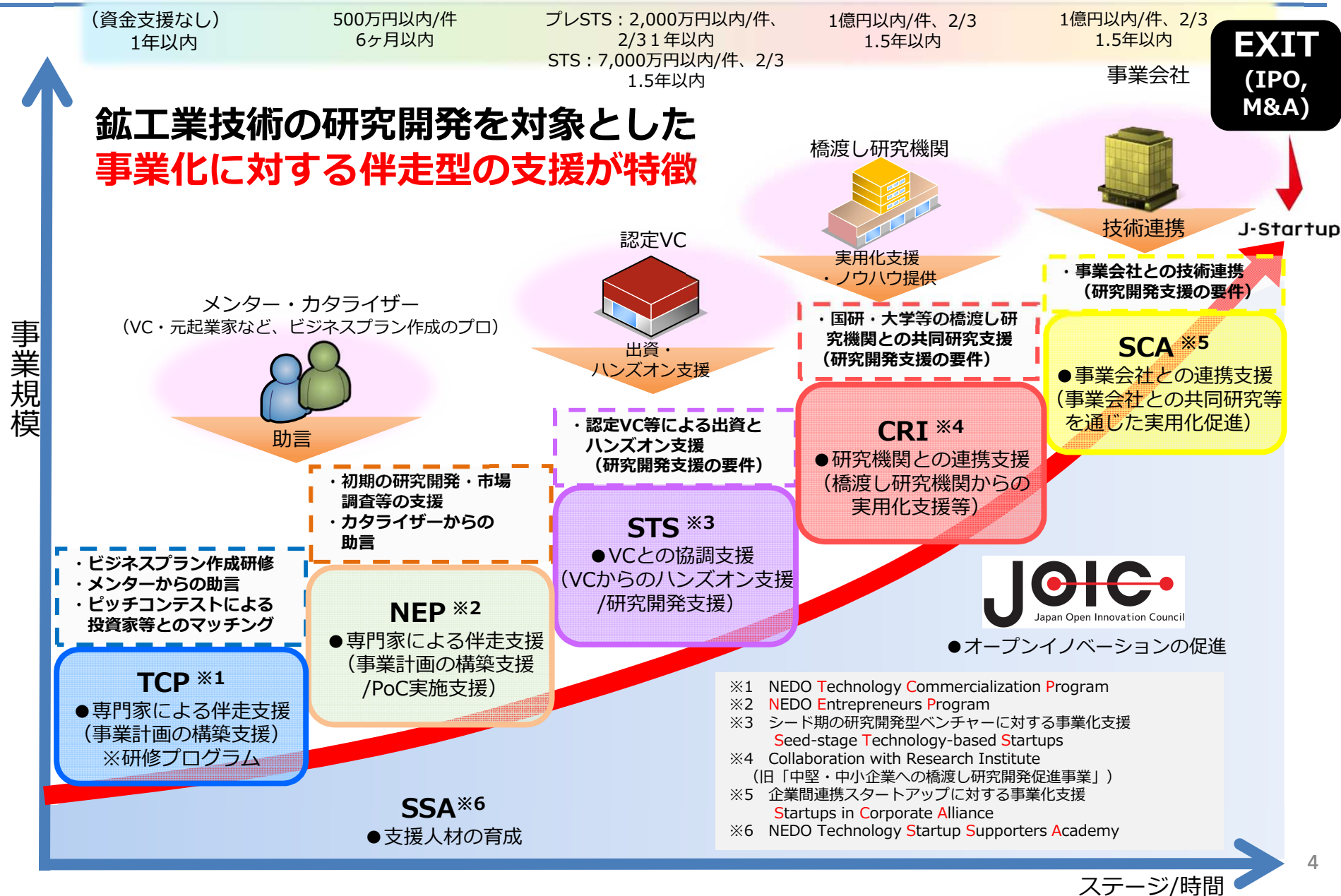
1.1 事業の目的 ベンチャーエコシステムの構築



「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出することが新たな目標として追加されるなど、官民が一丸となりベンチャー・エコシステムの構築を加速し、グローバルなベンチャー企業の創出に取り組む重要性が謳われています。

■ 研究開発型ベンチャーの起業家支援事業の全体像



- ※1 NEDO Technology Commercialization Program
- ※2 NEDO Entrepreneurs Program
- ※3 シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援
Seed-stage Technology-based Startups
- ※4 Collaboration with Research Institute
(旧「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」)
- ※5 企業間連携スタートアップに対する事業化支援
Startups in Corporate Alliance
- ※6 NEDO Technology Startup Supporters Academy

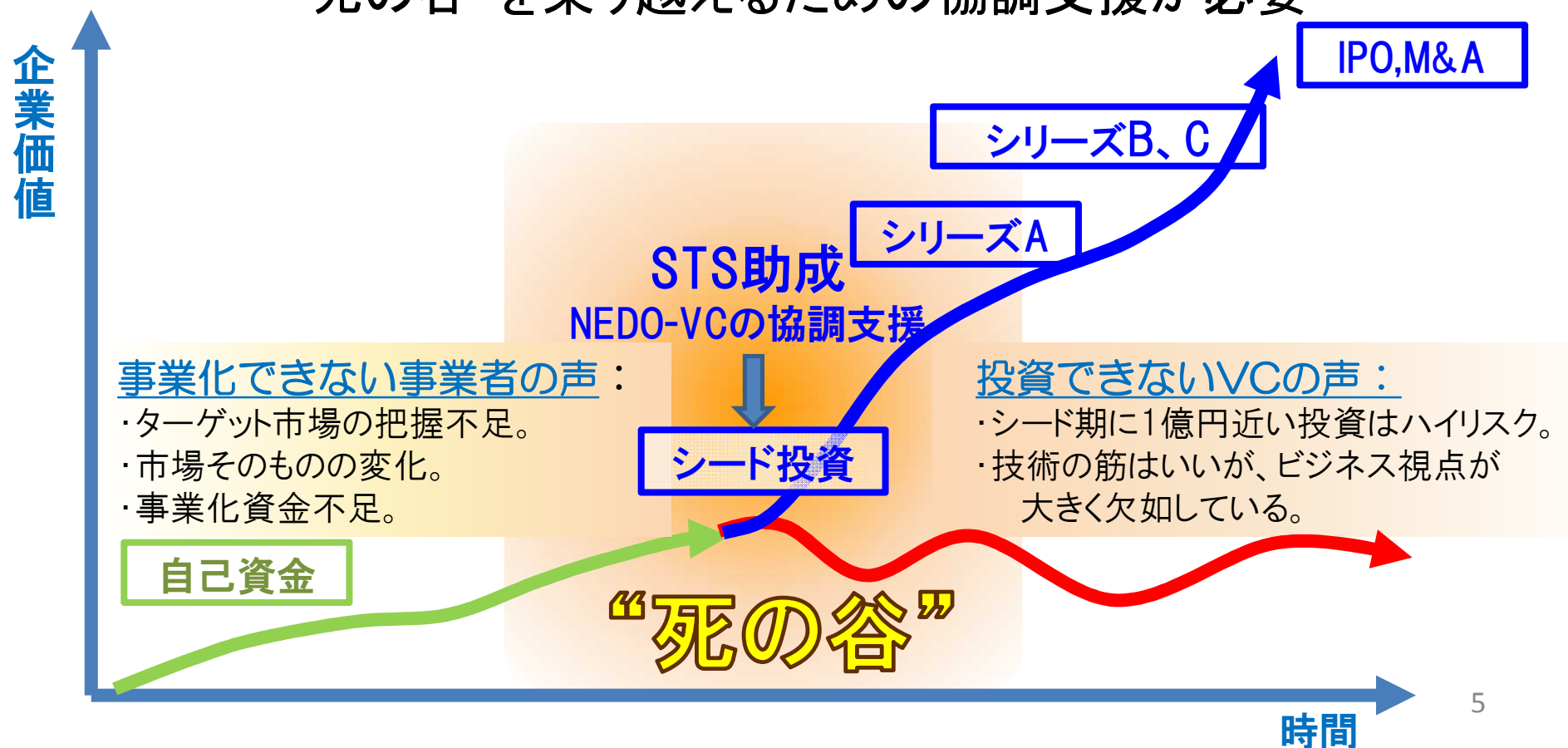
研究開発型ベンチャー支援事業の狙い



“補助金事業が終わってもなかなか事業化できない”
スタートアップ、VC双方が、
研究開発から事業化に向かう際の同じ死の谷を両側から見ている。



“死の谷”を乗り越えるための協調支援が必要



認定VCのご紹介(1)



社名（複数の場合もあり）	国名
Beyond Next Ventures株式会社	日本
Expara Ventures Pte.Ltd.	シンガポール
Draper Nexus Venture Partners	アメリカ
株式会社東京大学エッジキャピタル（UTECH）	日本
合同会社ユーグレナSMBC日興リバナエスキャピタル	日本
Global Catalyst Partners Japan LLP	アメリカ
株式会社SARR TECH RANCH	日本／アメリカ
ハックベンチャーズ株式会社	日本
ウエルインベストメント株式会社/AZCA, Inc.	日本／アメリカ

認定VCのご紹介(2)



社名（複数の場合もあり）	国名
ニッセイ・キャピタル株式会社	日本
Remiges Biopharma Fund GP, Inc.	アメリカ
500 Startups Japan	日本(親会社アメリカ)
株式会社ジャフコ	日本
QBパートナーズ有限責任事業組合	日本
360ip ジャパン株式会社	日本 (親会社シンガポール)
Triple Ring Technologies, Inc. /株式会社日本医療機器開発機構	日本／アメリカ

認定VCのご紹介(3)



社名（複数の場合もあり）	国名
株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ	日本
D4V合同会社	日本
グローバル・ブレイン株式会社	日本
日本ベンチャーキャピタル株式会社	日本
インキュベイトファンド株式会社	日本
合同会社テックアクセルベンチャーズ	日本
みやこキャピタル株式会社	日本
MedVenture Partners株式会社	日本

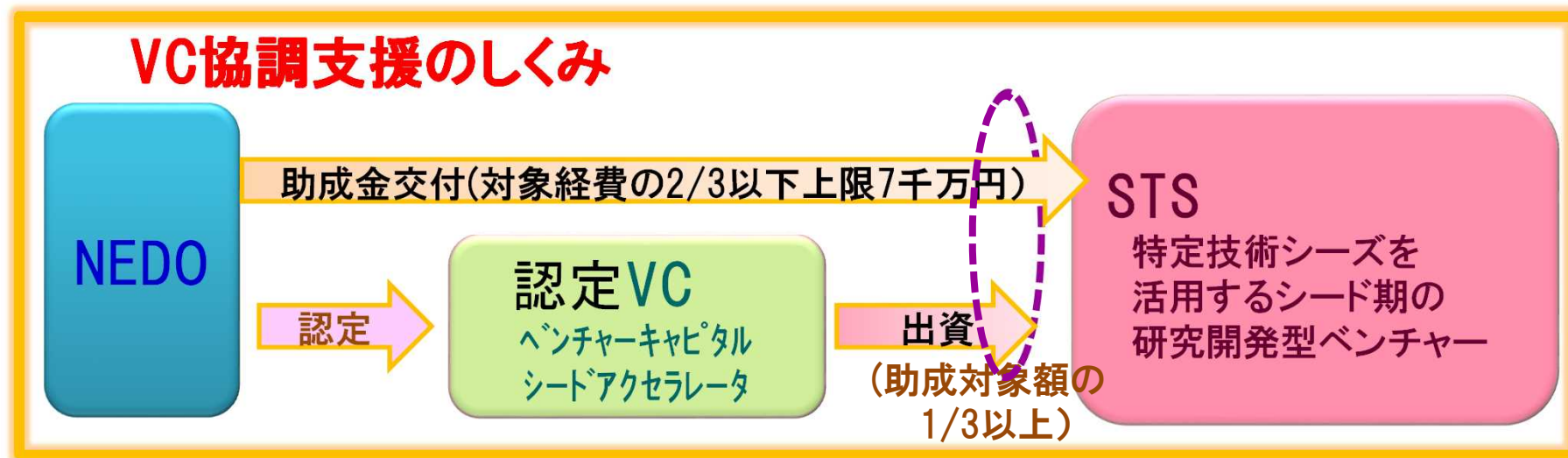
認定VCのご紹介(4)



社名（複数の場合もあり）	国名
株式会社ゼロワンブースター	日本
株式会社ファストトラックイニシアティブ	日本
株式会社TNPスレッズオブライト	日本
SBIインベストメント株式会社	日本
ANRI株式会社	日本
鎌倉インベストメント株式会社	日本
株式会社MAKOTOキャピタル / 一般社団法人MAKOTO	日本
株式会社みらい創造機構	日本
株式会社ABBALab	日本
株式会社広島ベンチャーキャピタル	日本

1.2 事業の概要

VC協調支援のしくみ



支援期間： 交付決定日から最大1.5年以内

助成率： 助成対象経費の2/3以下

助成額： 最大7千万円まで

過去の出資制限： 2億円以下

出資：株式による出資の他、株式に転換可能なコンバーティブルな証券(CE、CB、CN等)を含む。

対象技術

- ①経済産業省所管の鉱工業技術
- ②具体的技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。
- ③競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。

1.3 助成事業対象者の要件

下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 具体的な技術シーズを活用した事業構想を持っていること
- 認定VCから事業構想に係るチェックを受けた上で、提案書における
助成対象費用の1/3以上の出資を2019年8月27日以降に受けている、
又は今後出資が予定されているSTSであること
- なお、NEDOからの補助金を受給中は応募することはできません
- ①～⑩のすべての要件を満たすもの

- ① 日本に登録されている民間企業等であって、その事業活動に係る主たる技術開発および意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

(注1) 法人を設立準備中の者は、提案時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定後に行う交付決定の時までに助成対象事業者が日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。

- ② 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 助成対象事業を的確に遂行するために必要な資金の調達が見込めること。
- ④ 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。

1.3 助成事業対象者の要件

- ⑦ 中小企業基本法等に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業
- 大企業(※)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上をしめている法人

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(または諸外国における同等のもの)

- ⑧ 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑨ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑩ 技術研究組合は本事業の対象外とする。

1.3 助成事業対象者の要件（重要な出資の条件）

助成対象経費の1/3以上の出資を遡及期間内（2019年8月27日以降）に受けている、又は今後出資が予定されているSTS

（出資：株式による出資の他、株式に転換可能なコンバーティブルな証券を含む。）

○株式の場合

- ・ 企業価値評価を下げた出資ではないこと
- ・ 認定VCの持株比率が、本事業期間内において原則50%未満

○コンバーティブルな証券の場合

- ・ これまでの個社ごとの出資の中で最大であること
- ・ 未転換のコンバーティブルな証券がないこと
- ・ 転換時に推定されるシェアが50%を越えないこと

○共通の条件

- ・ 認定VCが責任をもってハンズオンできる体制を維持できること
- ・ 上記条件に外れる場合は、NEDOが個別に付す条件に従うこと

○過去（2019年8月26日以前）の資金調達の制限

・ 業として出資を行う者（事業会社等の法人を含む）から、2億円超の出資を得ていないこと（コンバーティブルエクイティ、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート等を含む）

但し、本応募に関わる出資（遡及期間内の当該ラウンド分の出資）は除く

3.2 応募時までに出資意向確認書が入手できた場合



- 公募開始～出資検討依頼

（認定VCから出資意向確認書を得るための活動）

公募期間内に、認定VCに余裕をもって出資検討依頼を行い、出資の条件を両者合意のうえで、認定VCより出資意向確認書を入手してください。

ただし、出資検討依頼を行った全てのSTSに発行されるものではありません。

◎認定VCの意思決定にはNEDOは一切関与しません。

- 応募の際には、その出資意向確認書（＋ハンズオン計画書）を提案書に付して、NEDOに提出してください。

出資意向確認書(追加資料3)、STS評価及びハンズオン計画



追加資料4

出資意向確認願

平成 年 月 日

(認定VC名) 殿

申請者住所・氏名
代表者役職・氏名

今般、弊社が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施する研究開発型ベンチャー支援事業によりシード期の研究開発型ベンチャー（以下「STS」という）として採択されたときは、貴社（シード資金出資者名）出資決定機関による正式な決定を条件として、平成 年 月末までに金 円の出資の意向があることを確認願います。

出資意向確認書

上記の件に関し、貴社が STS として採択されたときは、弊社出資決定機関による正式な決定を条件として、採択決定日から 30 日以内に金 円の出資実行の意向があることを確認します。

出資の条件

- ※ ・出資の株数、普通株/優先株、優先株の条件、議決権の有無等
- ・役員の派遣等
- ・NEDOの採択を出資の条件とする等

この意向確認書により、採択者への出資を保証するものではありません。また、「STS の評価及びハンズオン計画」については別添を参照してください。

平成 年 月 日

認定VC名・住所
代表印（又はサイン）または業務執行責任者印（又はサイン）

STS の評価及びハンズオン計画

追加資料10

認定VC名・住所

代表印（又はサイン）または業務執行責任者印（又はサイン）

対象の STS 及び事業名：

1. 技術評価

STS の持つ技術シーズをどのように評価し、事業優位性に資すると判断したか。

2. 事業化評価

STS のビジネスプランをどのように評価し、参入市場におけるシェアを獲得できると判断したか。

3. ハンズオン計画

3-1. 申請者への協力項目

STS の弱みを克服するために、どのようにハンズオンを進めるのか（頻度、内容）。また、社外取締役やCxO への就任等について予定を含め記載してください。

3-2. 資金調達計画

・STS に対する次のファイナンス計画（資金使途、時期、金額等）

3-3. エグジットプラン

・上記資金調達、売上を実現出来た場合、申請者の企業価値をどのように上昇させ、その結果いつ頃どのようなエグジット（株式上場、事業・会社売却等）する想定か。

2.2 応募に関する注意

- (1) **必ず事前にe-Radの登録**を行ってください（2.4 e-Rad登録 の項を参照）
e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>
- (2) 本助成事業は、**2者以上による連名提案は対象としておりません。**
ただし、**共同研究等の相手先は一機関まで認めます。**
- (3) 同一事業者が異なるテーマにより**複数の応募をすることは認めません。**
- (4) 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- (5) **提案書は日本語**で作成してください。また、二次審査は日本語で行います。
- (6) 評価者に非公開としたい内容は、提案書に記載しないでください。
（応募要件に係る項目を除く）

2.4 e-Rad（府省共通研究開発管理システム）登録



- e-RADの登録（府省共通研究開発管理システム）の申請
登録のID番号を提案書、情報ファイルに記載すること
e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>
まずは研究機関登録を行いID及びパスワードを取得すること
- 追加資料12：e-Rad応募内容提案書
- e-Radの登録が無い場合には、本公募の審査対象とならない
(設立前の提案者は研究機関登録ができないので、
NEDOに事前に申し出て、その指示に従うこと)

注意事項

- 応募基本情報の入力及び応募内容提案書の出力などは研究機関IDでログインすること。研究者IDでログインすると、本公募への応募の入力が出来ない。
- 提出締切日までにシステムの「応募/採択課題一覧」の提案の種類（ステータス）が「配分機関処理中」となっている必要がある。正しく操作しているにもかかわらず、「配分機関処理中」にならない場合は、e-Radのヘルプデスクに確認すること。
- 提案書の受理状況は、「応募/採択課題一覧」から確認可能。
- e-Radでの提案は、提案者のみ必要。共同研究先は不要。

5.1 助成対象費用について 各費目の注意点

- I. 機械装置等費；**生産設備は対象外**。また建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがある。
- II. 労務費：労務費の請求単位は「**時間単位**」。労務費は**健保等級に基づく労務費単価**を用いる。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目参照。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

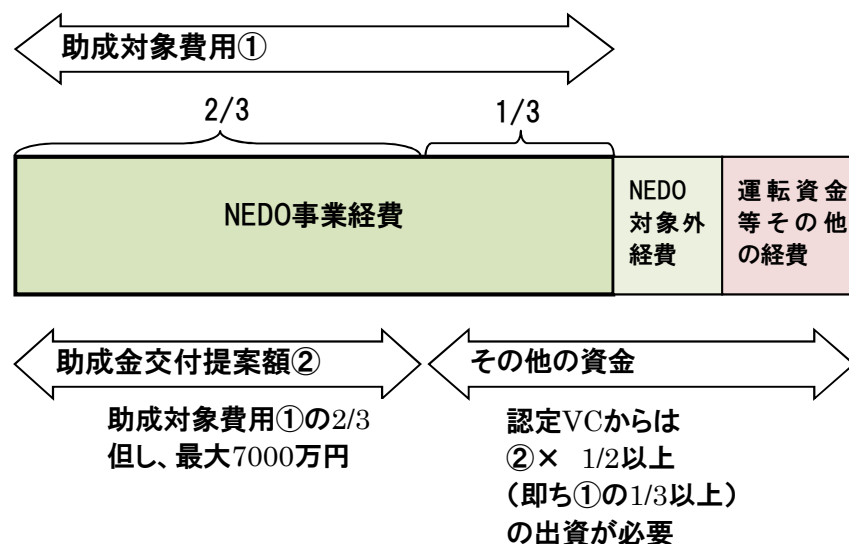
- III. その他経費
消耗品、旅費、外注費、諸経費：助成事業の実施に**直接必要なものと分かる確証が必要**。
- IV. 共同研究費
- **「学術機関等」との共同研究の費用計上は一機関まで**
※「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言う。
 - **民間企業は対象外**
 - 交付決定時における**助成金総額の25%未満**。

(※) 研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがある。

(※) 必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがある。
また、追加の資料提出を求める場合がある。

5.1 助成対象費用について

助成の対象となる費用は、**事業化を進めるために必要な、研究開発や調査研究に係る経費**（前頁に列記）であって、研究開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費。（汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外） 従って、本NEDO事業における**NEDOの助成金及びVCからの出資のみでは、御社の事業開発における必要経費の全てが賄われるとは限らず、本NEDO事業では計上が認められない汎用品の経費や運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要がある。**



2.1 提出書類と提出期限

提案書は、公募情報のページからダウンロードする。

◎公募要領【PDF】

◎提案書作成にあたって【MS-Word】 ←これに沿って作成する。

◎STS情報項目、提案書様式、別紙2【MS-Excel】

◎STS別紙1【MS-Excel】

◎財務データ入力フォーム【MS-Excel】

助成事業者が作成するもの

- ・ 提案書 正1部（片面印刷） ・ 提案書 写し10部（両面印刷）
- ・ CD-R 一枚 書面審査用ファイル.pdfは1つのpdfファイルにしてください。
- ・ 宛先を明記した返送用封筒（84円切手を貼付のこと）
- ・ 尚、提出物の詳細はチェックリストをご確認ください。

提出期限

2020年2月27日（木）正午必着、郵送又は特定信書便

提出先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

イノベーション推進部 スタートアップグループ STS公募担当 古野、田中（正）、塚越、吉野、中原

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

TEL：044-520-5173、FAX：044-520-5178

※郵送等の際は封筒に『「STS公募」に係わる提案書在中』と朱書きのこと。

4.1 選定方法

一次審査：応募要件に関する審査の後、**一次審査として外部有識者を活用した書面審査**を行い、二次審査の対象者へ二次審査の日程を通知する。

二次審査：**経営者面談**及び外部有識者で構成される審査委員会における**プレゼンテーション審査**を実施し、NEDO内の契約・助成審査委員会により最終決定が行われる。

必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合がある。

特定の評価者と利害関係があり、**公正な評価**がされないと申請者が判断する場合は、提出書類等の「追加資料10 **利害関係のある評価者**」に**その評価者の所属、氏名と理由を記載**することができる。

※経営者面談は、外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査と同じ日程で行います。なお、経営者面談は代表者が実施することとし、出席者は応募された事業者及び共同研究先に所属される者に限ります（提案書中の体制図への明記が必要）。

※認定VCは、経営者面談においては当該事業者の役職員としての立場（今後就任予定者は出資意向確認書に明記が必要。）であれば出席が可能です。一方、プレゼンテーション審査においてはハンズオン方針の確認の為原則同席頂きます。

4.2 審査内容

○ 技術評価

- 具体的な技術シーズが活用可能で、原理検証 が一定程度進んでおり、本 NEDO 事業でPOC終了の目途がつく等、概ね3 年以内の事業化（売上）が可能であること。
- 実現される技術シーズが革新的で、市場を塗り替える可能性が高いこと等。
- 我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。

○ 事業性評価

- 提案される事業が、顧客のペイン（痛みを伴うほどの強いニーズ）に明確に
 応えるソリューションであり知財権等の参入障壁が構築されていること。
- ターゲット市場が十分に大きく、急成長し大きな売上げや高い市場占有率
 の達成が期待できること等の具体的な計画があること。

○ 開発計画の妥当性

- 事業の目標が、提案される事業を実現する上で必須であり、十分な開発能
 力（人員、体制、財務基盤等）があること。
- 共同研究先も含めて本事業を進める上で必須な費用計上であること。

4.3 採否の決定の通知



助成金交付提案に係る応募に対する採否の決定の通知

- 採否結果の通知時期は、2020年5月上旬を予定。
- 採択決定日から30日以内に出資意向確認書を発行した認定VCより出資が実行される事が条件（遡及期間内に認定VCから既に出資を受けているSTSを除く）。
- 審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合がある。「採択の条件」に不服がある場合は応募を取り下げることが可能。
- 採択された事業については、上記条件等の実行の確認及び事業への反映など必要な調整を行ったのち、交付規程で定める様式第1により助成金交付申請をしていただきます。その後、NEDOから提案者に交付決定通知を発出します。
- 不採択の場合も、評価結果を添えて、その旨後日通知予定。

3.2 応募時までに出資を受けていないSTS

＜採択条件がある場合＞

採択条件：NEDOへ交付提案を行った助成対象額の1/3以上の出資が、採択決定日から30日以内に認定VCから実行され、その出資報告書が提出されること。個別にそれ以外の条件を付す場合があります。提出書類は

- ①出資報告書（追加資料4）；
- ②認定VCとの投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写し
- ③入金の確認証（銀行口座の写し等）

※出資実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

NEDOは上記①～③、及びその他の条件がクリアされたことが確認され次第、交付規程で定める様式第1により助成金交付申請をしていただきます。

出資報告書(追加資料4)



【追加資料4】

(様式第22)

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

提案者 住 所
名 称
代表者等名 印

シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援助成金に係る
認定VCからの出資に関する報告書

上記の件について、シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援助成金交付規程第9条第三十四号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業者の名称
- 2 助成対象費用 (A) 円
- 3 認定VCの名称
- 4 認定VCが助成事業者に出資を実施した日付
- 5 認定VCが助成事業者に出資を実施した額(B) 円
- 6 認定VCが助成事業者に出資を実施した額 (B)と助成対象費用 (A) の
(B) / (A)

(注)

- 1 別紙として出資を証明する書類、投資契約書の写しを添付すること。
また、提案時に本報告書を添付する事業者は出資の入金月～交付決定時期を含む月次資金繰り表を合わせて添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

※公募時の提出の際には、追加資料5として、「STSの評価、及びハズオン計画」を添付すること。

5.3 取り消し、中止・廃止の条件

◆交付決定の取り消し

- 認定VCからの投資期限である採択後30日以内に出資実行を確認できず、出資報告書が提出されない場合は、交付条件を満たさないため、採択決定を取り消す。その場合、それまでに発生した経費は支払われない。
- 提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがある。
- 助成金の交付にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規程に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがある。

6. 禁止事項および不正防止について



下記禁止事項、及び不正に該当する場合はNEDOは然るべき措置をとる

- **重複助成禁止**：公募要領p.18参照
「その他の補助金制度との関係等（追加資料2）」における、「テーマ名」、「事業の概要」、及び「本提案との差異」については、**平易な表現で他の補助金との違いが分かる様に記載**すること。
- **過度の集中**：公募要領p.19参照
- **公的研究費の不正利用、不正受給**：公募要領p.19参照
- **研究活動の不正行為**（ねつ造、改ざん、盗用）：公募要領p.20参照

※ 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください
経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf

※ 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください
NEDOホームページ

<https://www.nedo.go.jp/content/100490989.pdf>

6.6 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）



我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。

外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。

本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合があります

（４） 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

* 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

* 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

* 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_iishukanri03.pdf

2.1.2 提出書類 正本



1. 助成金交付申請に係る提案書(正)

- | | |
|--|-----------------|
| ☐ 1) チェックリスト | |
| ☐ 2) 提案書受理番号票 | |
| ☐ 3) 提案書 | (提案書様式) |
| ☐ 4) 助成事業説明書 | (様式第1 - 添付資料1) |
| ☐ 5) 助成事業実施計画書 | (様式第1 - 添付資料2) |
| ☐ 6) 別紙1 (2) 助成先における研究体制 | (様式第1 - 添付2別紙1) |
| ☐ 7) 別紙1 (3) 委託先及び共同実施先における研究体制 | (同上) |
| ☐ 8) 別紙1 (4) 委員会等における外部からの指導又は協力者 | (同上) |
| ☐ 9) 別紙2 (1) 全期間総括表 | (様式第1 - 添付2別紙2) |
| ☐ 10) 別紙2 (2) 助成先、研究分担先、分室総括表 | (同上) |
| ☐ 11) 別紙2 (3) 委託先、共同研究先総括表 | (同上) |
| ☐ 12) 別紙2 (4) 各年度毎の項目別明細表(助成先用) | (同上) |
| ☐ 13) 別紙2 (4) 各年度毎の項目別明細表(委託・共同研究先用) | (同上) |
| ☐ 14) キーワード及び専門用語の解説 | (追加資料1) |
| ☐ 15) その他の補助金制度との関係等 | (追加資料2) |
| ☐ 16) ☐ 出資意向確認書 又は ☐ 出資報告書およびその別紙 | (追加資料3 or 4) |
| ☐ 17) 別添-SISの評価及びハンズオン計画 | (追加資料5) |
| ☐ 18) 代表者プロフィール、役員一覧、J-Startup | (追加資料6) |
| ☐ 19) 主任研究員のCV(主任研究員の研究経歴書) | (追加資料7) |
| ☐ 20) (提出は任意)特許公報等(特許番号等の記載ページのみ) | (追加資料8) |
| ☐ 21) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査表 | (追加資料9) |
| ☐ 22) 利害関係の確認について/利害関係のある書面審査評価者 | (追加資料10 (1)(2)) |
| ☐ 23) 社外への調達発注先について | (追加資料11) |
| ☐ 24) 事業成果の広報活動について | (追加資料12) |
| ☐ 25) e-Rad 応募内容提案書
(e-rad の応募内容提案書ファイルを押下し出力した6頁の書面) | (追加資料13) |
| ☐ 26) 登記事項証明書(履歴事項証明書) | (追加資料14) |
| ☐ 27) ☐ 直近3年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、
(キャッシュフロー計算書※有の場合)又は
☐ 設立1年未満の法人の場合には資金繰り表(ただし、法人未設立の場合は不要) | (追加資料15) |
| ☐ 28) 応募時点における株主名簿(シェア記載) | (追加資料16) |
| ☐ 29) 財務データ入力フォーム | (追加資料17) |

☐1部 (片面印刷)

2.1.2 提出書類 副本 CD-R



2. 助成金交付申請に係る提案書の写し

- ☐3) 提案書
- ☐4) 助成事業説明書
- ☐5) 助成事業実施計画書
- ☐6) 別紙1 (2) 助成先における研究体制
- ☐7) 別紙1 (3) 委託先及び共同実施先における研究体制
- ☐8) 別紙1 (4) 委員会等における外部からの指導又は協力者
- ☐9) 別紙2 (1) 全期間総括表
- ☐10) 別紙2 (2) 助成先、研究分担先、分室総括表
- ☐11) 別紙2 (3) 委託先、共同研究先総括表
- ☐12) 別紙2 (4) 各年度毎の項目別明細表(助成先用)
- ☐13) 別紙2 (4) 各年度毎の項目別明細表(委託・共同研究先用)
- ☐14) キーワード及び専門用語の解説
- ☐15) その他の補助金制度との関係等
- ☐16) ☐出資意向確認書 又は ☐出資報告書(1枚のみ)
(※出資報告書の場合、その別紙を除いてください。)
- ☐17) 別添-SIS の評価及びハズオン計画
- ☐18) 代表者プロフィール、役員一覧、J-Startup
- ☐19) 主任研究員のCV(主任研究員の研究経歴書)
- ☐20) (提出は任意)特許公報等(特許番号等の記載ページのみ)

☐10部 (両面印刷)

- (提案書様式)
- (様式第1 - 添付資料1)
- (様式第1 - 添付資料2)
- (様式第1 - 添付2別紙1)
- (同上)
- (同上)
- (様式第1 - 添付2別紙2)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (追加資料1)
- (追加資料2)
- (追加資料3 or 4)
- (追加資料5)
- (追加資料6)
- (追加資料7)
- (追加資料8)

3. CD-R

☐1枚

- ☐Ⅳ.CD-Rへの格納データに係るチェックリストにある4つの電子ファイルを格納し、ラベルに事業者名を記載

4. 返信用封筒(提案書受理番号及びエントリーコース確認票の返信用) ☐1枚

- ☐連絡先住所、宛名を記載した返信用封筒『定形:長形3号』(84円切手を貼付)

2.1.2 提出書類 CD-R

- 「STS情報項目、提案書様式、別紙2」 (Excel)

ファイル名：事業者名_STS情報項目、提案書様式、別紙2.xlsx

※情報項目については次ページ参照

- 「財務データ入力フォーム」 (Excel)

ファイル名：事業者名_財務データ入力フォーム.xlsx

- 「書面審査用ファイル (捺印有)」 (PDF)

ファイル名：事業者名_書面審査用ファイル.pdf

1. 応募時提出物に係るチェックリストの「2. 助成金交付申請に係る提案書の写し」の資料を順番に1つのPDFファイル形式にまとめたもの。書面審査はPDFの閲覧により実施されるので、印字が鮮明である必要があります。つきましては、捺印のあるもの以外については、Word、Excelファイル等から電子的に作成した上で、一つのファイルにすることを推奨します。

また、閲覧時のネットワーク負荷を軽減し、円滑な閲覧とするため、ファイルサイズを10,000kb未満を目安としていただくようお願いいたします。

- 「決算報告書」 (PDF)

ファイル名：事業者名_決算報告書.pdf

26) 直近3年度分の決算報告書を、2019年度、2018年度、2017年度 (2019年度分がない場合には、2018年度、2017年度、2016年度) の順に並べてPDF形式にしたもの。(決算報告書のない年度のものは不要)

書面審査用ファイルは1つのpdfファイルにしてください。

2.1.2 提案書記載の注意事項

様式第一 提案書

「2 助成事業の概要」はWebに公開前提

- 助成を提案する事業内容を、150字以内厳守で要領よく記入してください。
- 対外的に公表して問題ない内容としてください。

2.1.2 助成事業説明書（事業化計画書）（添付資料1）



御社のビジョンを簡潔に記載ください。
ここは“掴み”の部分です。
世の中の何の課題をどう解決するのか。
世の中をどう変えたいのか。

1. 想定する事業の概要

- どのような事業をしようとしているのか。顧客のペイン(必ず解決しなければならない強いニーズのある課題)と御社のソリューション（そのペインの解決策）、だれが代金を払うのか(見込み顧客)などを簡潔に記入してください。

この事業を始めようと思った強い動機は何ですか。強い動機は幾多の困難を乗り越える原動力になります。

2. 本事業を始めるきっかけ、動機

- 事業化を目指した背景について記入してください。
- なぜ、自分たちが事業を進めるのか。なぜ、今のタイミングか等含めてください。

3. 想定する事業が参入する市場

具体的な顧客からのLOIがあれば、提案書に添付して下さい。

(1) 顧客とそのペイン

ペインで述べられる事例は、より具体的であり、かつ市場が存在するものが望ましい。

- 想定顧客はだれか。また、想定顧客の漠然としたニーズ(あったらいいなと言う程度)ではなく、具体的な顧客のペイン(痛みを伴うほど強いニーズ)と、何を解決しようとしているのかを記入してください。

(2) ターゲット市場規模と想定シェア

- その市場はどれくらいあるのか。上記の困っている顧客は、他にどれくらい存在するのか、国内、海外それぞれでどれくらい存在するのか漠然とした市場ではなく、ターゲットとなる市場規模を記入ください。
- ペインのある顧客は今後増えるのか、減るのか、先5年～10年の市場の動向やトレンドを示してください。
- また上記についてわかる強い根拠(出典)を示してください。
- このターゲット市場においてどれくらいのシェアをとっていくのか。その理由は。

4. ビジネスの強み（参入障壁の構築）

（１） コアとなる技術シーズ

- 想定顧客のペインに対して、他社にはないどのような技術で、顧客のペインを解決しようとしているのかを記入してください。
- 上記技術が御社の提供するどのような製品に組み込まれて新たな価値を生むのかをわかりやすく説明してください。

御社の技術シーズが前記ペインを解決するものであることを関連付けてください。
（時々、ペインとソリューションがちぐはぐなものが散見されます）

（２） 競争優位性の確保

- IP（特許）を独占的に保有する為に、どのような戦略を立てているのか。
- 上記競争力を維持する方策として、知財をどのように確保しているか（排他的な使用権の確保等）を記入してください。特に、大学や他社との成果物である特許の活用が必須の場合、それが単独出願か共同出願か、また、その特許使用権をどのように切り出して確保しようとしているのか（ライセンスか譲渡か）。また自社の周辺特許はあるのか等を明記してください。
- また、その他ノウハウ創出、維持や、ブランド戦略など、競争力を維持できる戦略と効果について記入してください。
- 具体的な特許及び、他社特許に対する優位性等は助成事業実施計画書に記入下さい。

開発した技術を簡単にまねされない為にどのような戦略を立ててますか。特許以外で競争優位性を確保する場合はその旨記載し、具体的な手法を述べてください。

競合他社がないのでベンチマークが出来ないという声がありますが、ここでは、顧客視点からのベンチマークを心がけてください。

(3) ベンチマーク

- 現状の他社の解決法と欠点、課題は何か。
- 競合が想定される他社の製品・サービスと本開発製品との性能及び価格等に関する比較表を作成し、本開発製品の競争力の根拠を記入してください。
- 上記のような顧客のペインに対して、現状の解決策（競合他社のソリューションなど）は何で、どこにまだ不満があるのかを記入してください。
- どこを解決・改善すれば買ってくれるのかを記入してください。（評価、要求スペック、価格等を具体的に挙げて記入してください。）

(4) 市場参入時期とそれまでの開発課題及びリスク

- ・市場参入時期（想定）を明記してください。
- ・本助成事業期間終了後、事業化が可能になるまでの具体的計画を記入してください。
- ・事業化の各段階において、事業化の中断や延期など、事業化全体の計画変更を考慮する必要がある重大な障害を予想し、記入してください。
- ・また、重大な障害が回避し得ない場合、どの時点で計画変更の判断を下すのかを、線表に記入してください。

競争の追従の把握等、事業を勝ち抜くための意思と、リスク管理の姿勢が表れるところ。くれぐれも、特許の残存期間だけで語られないように気を付けてください。

(5) 競合他社が追従に要する時間

- ・競合他社の追従に要する時間はどれくらいあるか。またその理由。
- ・競合他社はどのような新製品開発で御社を追従することを想定しているのか。また、上記競争力確保の方策により、何年間の市場優位性を確保出来ると想定しているのか。できるだけ具体的に記入してください。

5. 事業計画と今後の資金調達のタイミング

連携する企業があれば、連携の程度を書いてください。連携に関するLOIがあれば、提案書に添付してください。

(1) パイプライン／サプライチェーン

- 顧客開拓をどのように進めるのか。また、事業遂行上の協力会社とのフォーメーション。
- どこから材料を買って、どこで加工・組み立てを行い商品として完成させるのか、どこで検査を行って、誰に出荷するのか、商社、販売店、出荷先(顧客)のその先のエンドユーザはだれか、事業の形を具体的に示してください。市場（売れるか売れないか）を決めているのは誰か。出来るだけ具体的に記入してください。
- どのようなメインストリームに売ろうとしているのか。誰と組んで販売するのか。またそれをどのように増やしていくか、その戦略を記入してください。

製品販売、技術ライセンスなのか、またクラウドビジネスによるマネタイズがあるのかも含め、丁寧に記述してください。

(2) 収益モデル

(市場参入時の競合他社の想定価格と、御社想定の世界参入価格、原価の想定等)

・売上の見通しについて、どのような仕組みで収益を得るのか、収益の算出根拠を含め、具体的な収益の計画を説明してください。

ベンチャーらしい売上計画、Jカーブの何処がボトムでブレークイーブンまでの資金をどうするのかなどを意識して記述してください。

(3) 市場参入後の想定される売上計画とブレークイーブンの時期

・生産計画、販売計画など具体的に記入してください。
・NEDO事業終了後から販売開始後5年経過迄の売上と収益の見通しを記入してください。

グラフ、チャートなどを用いて売上、収益(粗利)、投資額等の具体的な積み上げとそこから想定されるブレークイーブンの見通しと、その理由を記入してください。

(4) 資金調達計画

(想定される事業計画を遂行するのに必要な資金をいつどのように調達するのか)

- ・上記売上計画を達成する為に、どの時期に、何の目的（資金使途）で、いくら資金調達（シリーズB, C・・・）を予定しているのか。売上高の変化点と資金調達を関連づけて記入してください。
- ・次の資金調達の計画；いつ頃どのように上記の必要な資金を調達するのか。またその資金調達に関して、認定VCとどのような合意をしているのか。

6. エグジットプラン

- ・上記資金調達、売上を実現出来た場合、会社の企業価値がどのように上昇し、その結果いつ頃エグジット（株式上場、事業・会社売却等）する想定か。

7. 認定VCからの協力項目

- ・認定VCから具体的にどのようなハンズオンを受けるのか

8. 事業開発体制

(1) 会社概要

- ・ 申請者名：
- ・ 法人の履歴

提案時まで、十分な投資検討を行い
株価の条件等、認定VCとの間で同意を
とってください。

(2) 主たる株主

資本金 00,000 千円

株主(上位5名)

(投資前) 株主 1. (株)〇〇 (持株比率 〇〇%)
2. □□ □□ (持株比率 〇〇%)

直近の株価: 円/株

時価総額(Pre): 円

VC、事業会社からの投資実績(提案時点)

年月: 名称: (株) 出資額: 取得株数:

年月: 名称: 出資額: 取得株数:

出資額合計:

(投資後想定)株主 1. (株)〇〇 (持株比率 〇〇%)
2. □□ □□ (持株比率 〇〇%)

投資時の株価: 円/株

時価総額(Post): 円

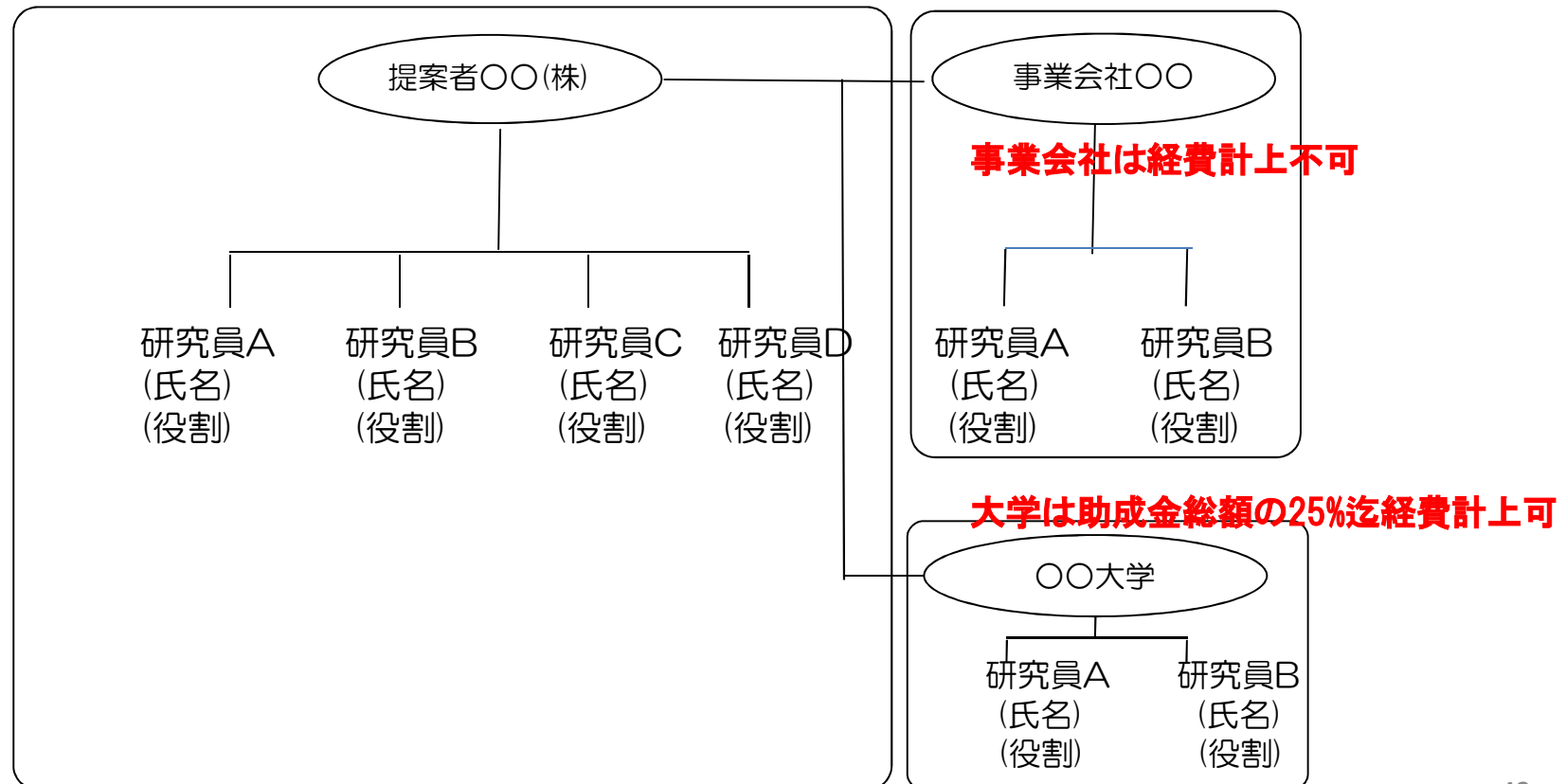
次の認定VCの条件をご確認ください。

①原則当該STSの企業価値評価を事業開始前より下げて出資しないこと。
事情がある場合はNEDOに提案前に
事前相談して下さい。理由書を提出
頂き、プレゼン審査で認定VCの見
解を問う形で認める場合があります。

②投資実行後、本助成事業実施期間
中は認定VCの持株比率が原則50%
未滿、且つ、責任をもったハンズオ
ンできる体制が維持できることが認
定VCの条件となっています。

2.1.2 助成事業実施計画書（添付資料2）

- 会社組織ではなく、助成事業を遂行する体制（役割分担）を具体的に記入してください。
- 研究体制図に本事業の登録研究員の役割を明記すること。
- 直接研究を実施しない者は登録は出来ない。



2 これまでの開発の経緯

(1) これまでの開発状況の概要

- ・これまで、何を目指して、何処まで研究開発が進んでいるのかを記入してください。
- ・実用化の基となる技術を生み出したプロジェクト等があれば記入してください。
- ・本事業に関連する既存技術において、受賞歴があれば記入してください。

(2) 研究開発の独創性・新規性の根拠

- ① 実用化の基盤となる技術、取得特許、ノウハウ等の内容
実用化の基盤となる技術、これまで開発したコア技術を説明してください。
 - ・「審査請求中」、「特許取得済み」等を記入
 - ・自社特許でない場合、基となる特許の使用許諾、専有実施権の有無を記入
- ② 国内外他社における関連特許の取得状況と御社特許の回避状況
 - ・国内外他社における関連特許の取得状況を記入。
権利侵害の可能性を含めて記入。
 - ・この項目を重視します。十分に精査して、漏らさず記入してください。

3 事業期間における助成事業の目標

(1) 開発の目標

- ・実用化開発の技術課題を達成して得られる最終製品が具備すべき性能・仕様等（最終目標）
- ・助成事業期間中に達成する研究目標及び助成期間後に最終目標を達成するための手段。
- ・採択審査上重要ですので、それぞれの目標については必ず数値により定量的かつ明確に記入すること。

	助成事業期間中の達成目標	助成事業期間終了後から 実用化までの達成手段	実用化時の最終目標
目標1	パイロット実験により各種触媒の比較データを取得し、反応効率90%以上を達成できる触媒を選定する。	運転条件の最適化及び安定操業制御システムを開発することにより、最終目標を達成する。	反応効率95%以上を安定して達成する。
目標2	生成物重量比、反応温度、攪拌速度について最適な反応条件を探索し、生成物の純度95%以上を達成できる条件を確定する。	~~~~~	生成物の純度を99%以上とする。
目標3			
目標4			

目標に掲げられていない項目に関する費用計上は原則出来ない。
過不足のない計画立案をすること。

助成事業実施計画書 (別紙1)



(2) 助成先における研究体制

・Excelファイル(「STS別紙1」)内の様式を使用してください。

助成先名					
主任研究者	氏 名	フリガナ	所属・役職		
経理責任者	氏 名	フリガナ	所属・役職		
事業 担当窓口	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	氏 名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
検査・支払 担当窓口	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	氏 名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
研究実施場所①	〇〇〇 〇〇研究所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	e-Rad研究者番号を有しない場合は、空欄としてください。				
登録研究員	氏 名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
	☐ ▲▲ ▲▲				
	▽ 〇〇 〇〇				
研究実施場所②					
主任研究者	氏 名	所属・役職			
登録研究員	氏 名	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容	

申請時、吹き出しコメントは全て削除してください。

e-Rad研究者番号を有しない場合は、空欄としてください。

時間単価の登録研究員は名前の前に口印を付けてください。

労務費を計上しない登録研究員は名前の前に▽印を付けてください。

・本プロジェクトは時間単価のみ認めています。
・労務費を計上しない研究員の名前の前に ▽ を付けてください。
・e-Rad研究番号のある人は記載

研究実施場所が複数ある場合は追加してください。
なければ記載不要。

研究分担先(表下)は記載不要

2.1.2 助成事業実施計画書（別紙1）



・Excelファイル(「STS別紙1」内の様式を使用してください。)

(3) 委員会等における外部からの指導又は協力者

ア. ×××委員会における登録委員

氏名	所属	役職

イ. 有識者からの指導・助言等

氏名	所属	役職	指導・助言等の内容

ア・イ ともに、なければ氏名欄に「なし」と記載してください。

2.1.2 助成事業実施計画書（別紙2）



助成先総括表

（2）助成先、研究分担先、分室総括表

助成事業の名称：.....技術開発

●●●●株式会社

事業名称、事業者名
をお忘れなく

・Excelファイル
（「STS情報項目 提案書様式 別紙2」）
内の様式を使用してください。

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
I. 機械装置等費	0	0		
1. 土木・建築工事費	0			
2. 機械装置等製作・購入費	0			
3. 保守・改造修理費	0			
II. 労務費	0	0		
1. 研究員費	0			
2. 補助員費	0			
III. その他経費	0	0		
1. 消耗品費	0			
2. 旅費	0			
3. 外注費	0			
4. 諸経費	0			
IV. 委託費・共同研究費	0	0	0	0
1. 委託費・共同研究費	0			
2. 学術機関等に対する共同研究費	0			
合計（I + II + III + IV）	0	0	0	0
＊助成金の額	0	0	0	0

・項目別明細表を先に作成することで、
自動転記されます。

各年度の項目別明細表の助成
対象費用を記入してください。
項目別明細表を先に作成するこ
とで自動転記されます。
（計算式をいれてありますが、ご
確認ください。）

- ・Excelファイル(「STS情報項目 提案書様式 別紙2」)内の様式を使用してください。
- ・項目別明細表を先に作成ください⇒助成先総括表(前ページ)に自動転記されます。

項目別明細表 (助成先用)

(4)●●●●株式会社 項目別明細表(20 年度)

積算基礎(円)						助成事業に要する経費	助成対象費用	助成金の額(円)
I. 機械装置等費						0	0	
1. 土木・建築工事費	〇〇土木・建築工事費	@	円	×	H	=		
2. 機械装置等製作・購入費	〇〇製作設計費	@	円	×	H	=		
	〇〇製作加工費	@	円	×	H	=		
	〇〇試験装置 一式					=		
3. 保守	〇〇装置保守費 一式					=		
II. 労務費						0	0	
1. 研究員費		@	円	×		=		
2. 補助員費		@	円	×	日	=		
III. その他経費						0	0	
1. 消耗品費	〇〇薬品 一式					=		
	〇〇実験器具 一式					=		
2. 旅費	国内旅費一式					=		
(1)研究員旅費	海外旅費一式					=		
(2)専門家旅費	海外旅費一式					=		
3. 外注費	〇〇ソフト開発外注					=		
4. 諸経費						=		
(1)機械リース料		@	円	×	ヶ月	=		
(2)委員会費	委員謝金一式					=		
	委員旅費一式					=		
(3)報告書等作成費	電子ファイル作成一式					=		
IV. 委託費・共同研究費						0	0	
1. 委託費・共同研究費	国立大学法人〇〇大学					=		
2. 学術機関等に対する共同研究費	該当なし					=		
合計(I + II + III + IV)						0	0	0

〈補助率 2/3〉

“要する経費”はNEDOに計上しない分を含む額。
“対象費用”はNEDOに計上予定の額です。

必要な経費は項立てしておく必要がある。後から加えるには変更届や申請等が必要になり煩雑

研究員の労務費の計上は
健保等級の時間単価。

太字の数字のセルには計算式が入っています。
行が不足する場合は白色の行を適宜追加ください。
その際、追加したセルの計算式が漏れていないか確認し、計算式もコピーするのを忘れないようにしてください。

本欄は自動計算ですので、直接の数字の打ち込みはしないで下さい。

2.1.2 助成事業実施計画書 研究開発日程



事業項目	2020 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
【目標 1】 実用化開発項目ア) 実用化開発項目イ) 【目標 2】 実用化開発項目ウ) 実用化開発項目エ) 「4 事業期間における研究開発の内容」の目標および実用化開発項目ごとに スケジュールを記入してください。				

2.1.2 その他の補助金制度との関係等（追加資料2）



1. 補助金制度等による受給の有無

補助金制度等による受給を受けた事業（提案時点で補助金を受け実施中の内容も含む。）

2. 過去にNEDO等で実施した事業との関係

本提案が、過去にNEDO等で実施した研究開発事業の成果を活用したものであり、本提案の助成事業を実施することにより、その成果の実用化が加速すると思われる場合には以下に記入してください。

実施機関の名称	▲▲省
制度の名称	平成〇〇年度××開発補助金
採択者名称	◇◇株式会社
研究者名(エフォート)	▲▲部 ◎◎◎◎ 主任研究員(50%)、▽▽▽▽▽研究員(75%)
対象期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
テーマ名	~~の開発
補助金額	〇〇円
事業の概要 (目標・成果)	詳しく、明瞭に記述して下さい。
本提案との差異	本提案との重複が無いことを明確に判断できるように記入してください。

Ⅱ. 応募要件に係るチェックリスト（要提出）

公募要領における応募要件のうち、特に以下の事項について確認してチェックしてください

- ☐ 添付資料1「8. 事業開発体制（2）株主」における「VC、事業会社からの投資実績（応募時点）」の出資額は、公募要領「1－3 助成事業対象者の応募要件」における、過去の資金調達の制限に抵触していない。具体的には、2019年8月26日以前に、業として出資を行う者（事業会社等の法人を含む）から、2億円超の出資を受けていない。
- ☐ 上記および、公募要領「1－3. 助成事業対象者の要件」を全て満たしている。
- ☐ 添付資料1「8. 事業開発体制（2）株主」における「株主」は、追加資料15「応募時点の株主名簿」を基に作成している。
- ☐ e-Radの申請が完了しており、応募内容提案書⁷のプレビューを押下し出力してe-Rad 応募内容提案書を提出した。（ただし、法人設立前の申請者は、チェックは不要）

Ⅲ 書面審査の実施に係るチェックリスト（要提出）

書面審査を公募締切直後より実施するため、以下の事項について確認してチェックしてください。

- ☐ 提案書様式の「3 助成事業の総費用（※助成対象費用）」「4 助成金交付申請額」における各年度の金額は、それぞれの年度の項目別明細表における「助成対象費用」「助成金の額」と整合している。
- ☐ 「事業者名_書面審査用ファイル.pdf」はⅣに示す構成となっている。（公募締切直後より書面審査を開始しますので、過不足のないようにご確認をお願いします。）

今後のスケジュール



スケジュール	イベント
1/27	公募開始
1/31	デューデリシート配信サービス締切
2/27正午	STS提案書類締め切り
4月初	二次審査対象者通知
4/13, 14のいずれか	STSプレゼン審査＋経営者面談
5月上旬	採択者公表
採択日から30日以内	出資実行期限



お問い合わせ先

NEDOイノベーション推進部
スタートアップグループ

古野、田中（正）、塚越、吉野、中原

044-520-5173

vc-vb@nedo.go.jp